

道路特定財源の見直しに関する考え方

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三

現在、道路特定財源の見直しについて、政府与党では、暫定税率を延長する方針を固めておりますが、民主党は、この廃止を主張しています。

ご高承のとおり、受益者負担という趣旨に基づく合理的な制度である道路特定財源については、道路整備を着実に推進していくため、暫定税率の適用期限を延長し、その確保を図ることが不可欠であります。

また、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、国・地方合わせて約2兆6千億円の税収減となり、この結果、本県においても県内自治体に交付される道路特定財源が295億円減少するとの試算が出ております。

本県の06年度道路整備事業費987億円のうち、約6割の594億円が道路特定財源でまかなわれているとのことであり、この半分が減少することになります。

このことは、県民が期待する道路の整備が遅れることは無論ながら、厳しい状況にある本県財政事情の更なる悪化が懸念されるとともに、県内の雇用・経済に深刻な影響を及ぼすこととなります。

以上のことから、本会上部団体である全国建設業協会をはじめ、各県建設業協会は、次の政府・与党方針を全面的に支援することとしておりますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

政府・与党が12月27日に正式決定した道路特定財源見直し方針

- ☆道路整備中期計画の道路整備費は、上限59兆円
- ☆地方道路整備臨時交付金の対象拡大、交付率引き上げ
- ☆自治体向けの道路整備に関する無利子貸付制度の創設（5年、5000億円程度）
- ☆高速道路料金の値下げ、スマートインターチェンジの増設
- ☆20年度予算において、納税者の理解を得られる範囲内で19年度を上回る額を一般財源化
- ☆20年度以降10年間、暫定税率による現行の税率水準を維持

平成20年1月23日

道路特定財源の見直しに関する (社)全国建設業協会の基本スタンスについて

本会は、政府・与党方針を全面支援するとともに、各都道府県建設業協会においては、各地方公共団体の首長及び関係部局と緊密な連携をとって、その実現に向け全力を尽くすものとする。

(参考)

道路特定財源に関する全建要望

(平成20年度 全建税制改正要望)

・道路整備推進のための必要な道路特定財源諸税の確保

受益者負担という趣旨に基づく合理的な制度である道路特定財源については、平成19年中に作成予定の道路整備中期計画を着実に推進するため、道路特定財源諸税の暫定税率適用期限を延長し、国民が必要とする道路整備の費用に充当していただきたい。

(平成20年度 全建予算要望)

国の産業、経済の発展を支え、国民生活の質の向上に資するため、道路整備事業を積極的に推進することとし、特に今後10年間においては、「道路の中期計画」素案で示された65兆円以上の道路整備事業量を確保するとともに、あわせて道路特定財源諸税の暫定税率を十年間延長し、これを全額道路整備に充当されたい。

政府・与党が12月7日に正式決定した道路特定財源見直し方針

- 道路整備中期計画の道路整備費は、上限59兆円
- 地方道路整備臨時交付金の対象拡大、交付率引き上げ
- 自治体向けの道路整備に関する無利子貸付制度の創設（5年、5,000億円規模）
- 高速道路料金の値下げ、スマートインターチェンジの増設
- 20年度予算において、納税者の理解を得られる範囲内で19年度を上回る額を一般財源化
- 20年度以降10年間、暫定税率による現行の税率水準を維持